

令和6年度 事業計画書

【令和6年4月1日～令和7年3月31日】

I.はじめに

3年半に亘って猛威を振るった新型コロナの感染が少し落ち着き、感染症第五類に分類されて、以前の日常生活が徐々に戻ってきつつあります。

一方、地球温暖化が地球沸騰化と呼ばれる事態に立ち至った高温化は、集中豪雨や干ばつの被害を世界各地にもたらしています。幸にしてこの地域は大きな被害を出す災害は起きていませんが、いつ発生してもおかしくない状況にあります。

また、今年元日に発生した能登半島地震は震源地に近い地域に壊滅的な被害を及ぼしました。

少子高齢化に伴う人口減少については、地域の産業・農業・市民生活の停滞・後退を徐々にではありま

すが引き起こしています。

このように、難題が山積している現状は、財団の活動の見直しを考える時期にあるといえます。

昨年度は財団設立90周年及び公益財団法人移行 10 周年を迎え、財団に残る膨大な古文書を紐解き、財団の歴史を振り返る書籍「茄子川郷土史」(茄子川と財団の歴史)を刊行することができました。

公益財団法人である茄子川地域振興財団が所有する基本財産を有効活用して、地域の発展と地域づくりに寄与することを使命としています。

上梓した書籍にて過去の足跡を辿りながら、財団の使命を全うすべき新年度の事業計画を策定しました。

II.基本姿勢

1.公益財団法人としての基本の堅持及び法令の遵守

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等関係法令に従い、次の4項目を遵守します。

- ① 公益財団法人における財務三基準の遵守
(収支相償、公益目的事業比率、遊休財産保有制限)
- ② 定款に定める公益目的事業の推進
- ③ 不特定多数の者の利益増進に寄与すること
- ④ 公益性の増進と透明性の推進

2.地域の生活環境及び住民ニーズに対応した財団運営

- ① 財団の使命を果たすために、定款に定める公益目的事業を基軸に必要な事業を推進します。
- ② 西部テクノパーク事業の用地買収については基本財産の処分手続きとなることから、中津川市から提示された買収提示単価と代替候補地単価について不動産鑑定結果を基に代替候補地の正当性を含め、更に課題事項を整理します。
その上で、中津川市をはじめとする関係部署と協議を進め、理事会及び評議員会において情報を共有し適正に処分します。
- ③ 「源根の森」の第二展望台周辺を活用し、森林の持つ多様性を体感できる場所としての価値を更に高めます。
里山の維持保全に関する事業にかかる特定費用積立金を財源とする整備計画を策定します。
- ④ リニアのまちづくり開発協定に基づき、中津川市と連携・協力し良好な地域環境の確保及び地域の

秩序ある発展のため「働く場所」「住む場所」の創出によるまちづくりを推進します。

- ⑤ 高齢者の健康増進に有効なマレットゴルフ事業については、計画的な施設整備を終えたので、引続き維持管理及び施設運営を行います。
健康づくり「源根の森ウオーキング大会」の充実を図ります。

Ⅲ. 公益目的事業の重要事業

1. 健全経営の推進

収益事業を財源として健全な経営を行い、定款に定めたとおり公益目的事業を実施し、地域の振興、発展に務めてまいります。

2. 源根の森学習事業

明治37年の豪雨災害から百十余年を経て当時の災害被害記憶が風化する中、豪雨災害と水の確保に苦勞した先人の歴史を次の世代に伝えます。

公益目的事業の重要事業として、坂本小学校4年生を対象とした「源根の森地域学習事業」を今年度も継続し、森林を育て守ることの重要性を学ぶ自然学習を継続実施します。

3. 治山事業(洗井沢堰堤群他)の継続実施要望

坂本の地が自然災害に見舞われることなく安心・安全な地であることがこの地で生活する者にとって最も重要なことと考えます。

財団が管理する根の上高原北側斜面の森林は急峻で脆弱な地質の上にあり、明治37年に発生した大規模な土砂災害を繰り返さないよう、住民の生命財産をまもるために防災・減災に資する森林の整備を行うとともに、計画的・継続的な治山事業の実施が必要であり、治山事業(洗井沢堰堤群他)については恵那農林事務所を通し岐阜県に継続実施の要望をしていきます。

Ⅳ. 定款第4条の事業と事業名

1. 里山の維持保全に関する事業

- ① 分割山組合による里山整備活動
- ② 林道・作業道整備事業
- ④ 森林の育成・利用間伐事業
- ⑤ 特定費用積立金を財源とする事業計画の策定

2. 里山の自然環境の保護及び整備保全のための研修に関する事業

- ① 分割山組合代表者会議
- ② 治山研修

3. 子供や親子などを対象にした里山での自然学習等に関する事業

- ① 源根の森地域学習事業(坂小4年生を対象)
- ② 幼保児童育成事業
- ③ 中津川工業高校への地元木材助成事業(実習材料)

4. 里山を活用した保健及び文化事業

- ① マレットゴルフ場運営事業
- ② 特定費用積立金を財源とする環境整備計画の策定と実施
- ③ 源根の森ウオーキング大会事業

- ④ 源根の森石積堰堤保全事業
- ⑤ 源根の森古道整備事業
- ⑥ 地域の賑わいを呼び込む事業

XTERRA_JAPAN(野山で行うトライアスロン・トレイルラン)開催の支援

5. 低廉な住宅地の提供及び住環境整備に関する事業

- ① 基本財産運用事業(宅地等賃貸)
- ② 特定費用積立金を財源とする定住化地域の環境整備事業
- ③ 道路及び用悪水路整備事業

6. 地域振興等公益事業助成事業

- ① 地域住民の活動に対する助成事業

7. 高齢者スポーツ活動及びレクリエーション活動に対する助成事業

- ① 地域振興等公益事業助成事業

8. 高齢者憩いの家に関する事業

- ① 高齢者健康づくり事業

9. 不動産賃貸及び貸室事業

- ① 基本財産運用事業(ゴルフ場・食農施設)
- ② 会議室等賃貸事業

V. 新たな地域の課題解決に資する事業

1. 財団定住化地域の空き家対策支援

- ① 年々増加する、後継者がいないことによる空き家増加の対策案を検討する。
- ② 空き家の管理や再利用、地域資源としての活用方法などを検討し、地域の魅力向上と経済活性化に努める。

VI. 財団運営の効率化と透明性の確保

1. 情報公開による透明性の確保

- ① ホームページの活用による活動状況等の公開
- ② 財団広報による地域住民に対する活動状況等の周知

2. 事務作業の効率化推進と専門知識を有する人材の確保

- ① 公益財団法人の事務等が、地域住民ニーズの多様化に伴い人件費が増加を招いている。
- ② 事務経費を削減し、地域への公益事業財源を確保するために、IT化による事務処理の効率化を推進する。
- ③ 財団の運營業務を効率的に行うため、専門的な知識やスキルを持つ人材の採用・育成を計画的に行う。特に、IT業務を担うスタッフの確保は不可欠である。

以上